

京都府立■■■■高等学校
いじめ重大事態調査報告書

令和7年8月4日

目次

1 本件問題事案の概要	・・・ 1
(ア) 対象生徒について	
(イ) 発生した事案について	
2 本件調査に至る経緯について	
3 調査の概要について	・・・ 2
(ア) 学校設置の調査組織とした経緯	
(イ) 調査組織及び構成員について	
(ウ) 調査の目的	
(エ) 調査方法等について	
(オ) 調査期間について	
4 事実関係について	・・・ 3
(ア) 本件事案について	
(イ) いじめの認知について	
(ウ) いじめ重大事態について	
5 学校の対応について	・・・ 5
(ア) 本件事案発覚後の学校の対応状況について	
(イ) 関係者からの聞き取り及び指導経過について	
6 学校の対応に係る評価について	・・・ 9
(ア) いじめ対策会議の在り方	
(イ) 組織的対応の在り方	
(ウ) 本件事案発生までのいじめ防止等の対策	
(エ) 本件事案発生後の初期対応	
(オ) Xへの対応・支援	
(カ) A～Gへの対応・指導	
(キ) 観衆・傍観者への指導	
7 再発防止に向けた取組・防止策について	・・・ 11
8 おわりに	・・・ 14

※別添「いじめ調査報告書 [] 高校」

3 調査の概要について

(ア) 学校設置の調査組織とした経緯

本件については、いじめ重大事態に係る被害生徒が本校に在籍し、加害生徒が[]高校に在籍していることから、京都府教育委員会と協議の結果、被害生徒が在籍する本校において、学校設置の「いじめ重大事態調査委員会」(以下、調査組織)を設置することとした。

また、調査に当たっては、[]高校の協力が必要なことから、京都府教育委員会と[]の協議により、[]高校に設置された「いじめ調査委員会」(以下、調査委員会)に調査への協力を依頼することとした。

(イ) 調査組織及び構成員について

本校のいじめ対策委員会を母体とし、京都府まなび・生活アドバイザー(スクールソーシャルワーカー以下、SSW)を外部専門家として加え調査組織とした。

構成員は、副校長、生徒指導部長、学年部長、人権担当、教育相談会議担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教務部長、スクール・カウンセラー(以下、SC)、SSWである。

(ウ) 調査の目的

教育委員会と学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の再発防止を図ることを目的とした。

(エ) 調査方法等について

本件は、本校の調査組織と[]高校の調査委員会が連携して調査を実施した。

Xについては、いじめ対策委員会の聞き取りによる事態の把握、調査組織によって引き続き調査・検証を行い、本件に関する学校の対応に係る評価について、再発防止に向けた取組・防止策について整理した。

Y及びA～Gについては、[]高校において部活動顧問や[]からの聞き取り、調査委員会による事態の把握を行い、本件に関する学校の対応に係る評価について、再発防止に向けた取組・防止策について整理した。

本報告書は、[]高校調査委員会の調査結果も含めた京都府立[]高等学校いじめ重大事態調査報告として作成した。

(オ) 調査期間について

令和5年11月17日から、令和7年8月4日まで

4 事実関係について

(ア) 本件事案について

生徒X及びXの保護者から、本校への訴えは以下のとおり。

	年月日	内容
1	令和5年 4月以降	Aから、ストレッチや振り付けを覚えるための動画を送られていないにもかかわらず、「いい加減覚えて」、「覚えていないと見てあげられない」と迫られ、送られていないことを伝えたが謝罪もなかった。
2	同4月以降	1年生2名が[]十分に練習できていない状態でテストをされ、2年生全員からできていないとして叱責された。その際、2年生はイスに座り、1年生は地べたに座っている状態であった。
3	同4月以降	動画を見て覚えた振り付けを踊って、間違っていると2年生A、B、Cが集まってきて、「何をやっているのかわからない」「真剣にやって」と怒られた。
4	同4月以降	振り付けについて、Xとしては皆と同じ動きをしているが、C、Dからおかしいと笑われた。
5	同4月以降	2年生から自主練習をするように言われたこともあり（Xは土日のみの参加のため、技術の習得が追い付かない）、自主練習をしたが、[]が壊れたことを報告すると、EとFから「コンクリートの上ではしないで」「[]はきれいに丁寧に扱ってほしい」と言われた。Xは、自宅が遠く、自主練習を平日の夕方以降にしか実施できないため、家の近くのコンクリートの上でしか練習できない状況であった。
6	同4月以降	1週間前に教えてもらった技が出来ていないと、AとCが「出来てないってことは、わからないのと一緒」と言われ、わからないと答えると「自主練頑張って」というだけで、具体的には教えてくれなかった。
7	[]	[]での練習後、2年生から食事の準備に行くよう指示があり、荷物を置いたまま食堂へ行った。準備は[]全員でやらなければならないが、2年生は[]だけが手伝い、残りの[]は何もせず。夕食後、片付けが終わり、自分たち（1年生2名）の荷物が無いので、真っ暗の中、荷物を探しに行くと、屋外の練習場所にぼつんと置かれている状況で、2人で号泣した。
8	[]	[]があったが、2年生（全員）は、後ろから1年生の2人に動画や写真を撮るように繰り返し言った。

(イ) いじめの認知について

(ア) については、[] という組織内で、同一 [] の [] から「指導」の一環として行われた行為、あるいは組織内の上下関係に依拠して行われた行為であると考えられるが、Xは本校在籍であるため、基本的に土日のみの練習参加となり、[] 高校生と同様のペースでの技術習得は難しいと考えられる。

X自身もその状況を理解した上で [] に加わっているが、それでも2年生の言動に理不尽さや心身の苦痛を感じる状況があったため、令和5年6月に顧問（ [] 指導者： [] 高校 [] 部顧問）に申し出ている。しかし、具体的な対応が示されないまま、 [] での出来事（(ア)に記載）が引き金となって、強い身体症状 [] を発症し、本校に登校できない状況となったと考えられる。

診察を行った医師からの「ストレスによるもの」との見立てや、Xの1学期の欠席が1日のみ [] であることを踏まえれば、(ア)にある行為等によって、心理的な苦痛を感じていたことは疑いようがなく、またいじめ防止対策推進法におけるいじめの定義が「児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的、物理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」であることを踏まえれば、(ア)に記載のあるすべての行為について、いじめとして認知することが妥当である。

(ウ) いじめ重大事態について

いじめ防止対策推進法におけるいじめ重大事態の定義は「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産等に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。」とある。

本件は、 [] の同一 [] の他校の2年生から行われた一連の行為が身体症状の原因と考えられるが、8月下旬以降はXが [] の活動に参加しておらず、直接の行為は行われていない。しかしながら身体症状は治まらず、欠席せざるを得ない状況が続いたため、上記2に記したように、いじめによる欠席が30日に達したことをもって2号事案（不登校重大事態）として対応することとし、令和5年11月17日（金）に京都府教育委員会並びに京都府知事に報告を行った。

5 学校の対応について

(ア) 本件事案発覚後の学校の対応状況について

年月日	対応者等	内 容
令和5年 9月1日(金)	担任	担任が保護者と電話。■■■■高校の■■■■で2年生から強い指導を受け、身体症状(■■■■)が出ているため登校できていないとのこと。これ以前から(Xの欠席については、理由をX側から伝えられていなかったが、)担任はX保護者と連携し対応していた。SCとの面談を勧める。
同9月13日(水)	担任、教育相談 会議	担任が教育相談会議にXの状況を報告し、情報共有。
同9月15日(金)	副校長、担任	X保護者と面談。Xの状況を伺う。X保護者に■■■■高校に対して、本校へ情報提供してほしいとの電話連絡を依頼。
同9月20日(水)	担任、副校長 いじめ対策委員会 府教委	Xと直接電話で話す。 ■■■■高校副校長から、本校副校長に電話連絡があり、説明を受ける。■■■■高校校長から本校校長にも電話連絡。いじめ対策委員会を開き、現状報告と情報共有、今後の方針を確認。 京都府教育委員会に報告。
同9月22日(金)	担任、養護教諭 副校長	Xが登校。3限目は保健室で養護教諭と対話。午後は早退。■■■■ 職員会議で情報共有。
同9月25日(月)	部長会議	いじめ対策委員会の内容を部長会議で共有。
同9月28日(木)	担任、養護教諭 副校長	Xが登校。保健室で対話。午後は早退。■■■■ ■■■■ ■■■■ X保護者と面談。本件について経過をまとめたもの示して対応の方針を説明。 ■■■■で起こったことの実態について手紙等を含めて可能な範囲で教えてもらえるように依頼。
同9月29日(金)	担任 SC	Xが登校。■■■■ ■■■■ 午後SCと面談。
同10月2日(月)	担任 部長会議	Xが欠席。 部長会議でXの状況と支援について情報共有。
同10月3日(火)	担任	Xが登校。10月1日に■■■■高校の■■■■部顧問の

	養護教諭	家庭訪問があったとのこと。 [REDACTED] [REDACTED] 保健室で対話の後、早退。
同10月4日(水)	担任	Xが欠席。
同10月5日(木)	担任、養護教諭	Xが登校。 [REDACTED] 保健室で対話。午後は早退。
同10月6日(金)	担任 SC 副校長	Xが欠席。 X保護者がSCと面談。 副校長が保護者と面談。本件の今後の対応について、保護者に欠席の状況を示しながら重大事態の可能性について文書で説明(この時点で欠席25日)。 Xは、 [REDACTED] 高校の2年生が [REDACTED] に戻っていることを噂で聞き納得できないとのこと。
同10月10日(火)	担任、養護教諭	Xが登校。初めて、昼休み以降まで在籍できた。 [REDACTED]
同10月11日(水)	いじめ対策委員会	Xが登校。いじめ対策委員会を開き、重大事態の可能性と対応方針について確認。
同10月16日(月)	担任 部長会議	Xが欠席。保護者からは、 [REDACTED] [REDACTED] 大会について、自分も参加できていたのではないかと思うとしんどくなるとのこと。重大事態調査に関わる聞き取りに対して不安がある様子。 いじめ対策委員会の内容を部長会議で共有。
同10月17日(火)	担任、養護教諭	Xが欠席。 [REDACTED] [REDACTED]
同10月18日(水)	担任、養護教諭 教育相談会議	Xが登校。2時間目は保健室で対話。午後は早退。 [REDACTED] の大会があり、自分も出場できていたのではないかと思うとつらいと保健室で話す。 教育相談会議で情報共有。
同10月19日(木)	担任、養護教諭	Xが登校。 [REDACTED] 4時間目に保健室で対話。午後は早退。
同10月20日(金)	担任、養護教諭 SC	Xが登校。(A~Gから) いっしょに強い指導を受けていた [REDACTED] 高校の1年生と連絡を取ると、 [REDACTED] の情報が入ってきてしんどくなる様子。 Xは、18日から3日間連続で登校できた。 SCと面談。
同10月23日(月)	担任	Xが欠席。
同10月24日(火)	担任、養護教諭	Xが登校。 [REDACTED] [REDACTED]

同10月25日(水)	職員会議	Xが登校。教育相談会議の内容を共有。
同10月26日(木)	担任、養護教諭	Xが登校。体調は万全ではないが、Xが[]に参加できた。
同10月27日(金)	SC	Xが登校。SCと面談。
同10月30日(月)	担任 養護教諭	Xが登校。[]が全国大会に出ることが決まったとのこと。 3時間目のみ[]で保健室。
同10月31日(火)	担任、養護教諭	Xが登校。4時間目のみ[]で保健室。
同11月1日(水)	担任、養護教諭	Xが登校。2時間目のみ[]で保健室。
同11月2日(木)	担任、養護教諭	Xが登校。[]で3限目のみ保健室。午後は早退。
同11月6日(月)	担任、養護教諭	Xが登校。7時間目のみ[]で保健室。
同11月7日(火)	担任、養護教諭	Xが登校。4時間目に[]で保健室。午後は早退して受診。
同11月8日(水)	担任、養護教諭 職員会議	Xが登校。2時間目に[]で保健室。6時間目途中で早退。 職員会議で、Xの現状を共有。
同11月9日(木)	担任	Xが欠席。身体症状が改善しないため、大きな病院に行くとのこと。[]高校の2年生が部に戻ったということを開き許せない気持ちがある様子。
同11月10日(金)	担任、養護教諭 SC	Xが登校。少し吹っ切れた様子で話をしていた。 SCと面談。
同11月13日(月)	担任	Xが欠席し、いじめが原因による欠席が30日に達する。
同11月16日(木)	担任	Xが欠席。
同11月17日(金)	校長	府教委に重大事態の発生報告
同11月27日(月)	いじめ対策委員会(調査委員会)	本校のいじめ対策委員会が、重大事態の調査主体になることを共有。
同11月30日(木)	校長	[]高校に調査を依頼。
令和6年 1月19日(金)	第2回調査委員会	調査報告書案を検討・修正。
同1月31日(水)	副校長	X保護者に調査報告書案の内容について確認を依頼。問題ないとのこと。
同3月18日(月)	副校長	SSWに調査報告書の確認を依頼。
同4月15日(月)	副校長	SSWによる調査報告書の確認が完了。
同6月10日(月)	副校長	[]高校から調査報告。
同7月1日(月)	副校長	Xの意向により、[]高校に転学。 []
同7月29日(月)	両校管理職	両校の管理職で情報共有。

令和7年 7月30(水)	副校長 教育委員会	XおよびX保護者に報告書の内容について確認。
令和7年 8月4日(月)	第3回調査委員 会	最終報告書の確認。

(イ) 関係者からの聞き取り及び指導経過について

- ・ Xが健康を回復しつつ、安定して登校できるようになることが最大の目標であったため X及び保護者からの聞き取りは、X及び保護者の希望で行うことができなかった。
- ・ Y及びA～Gについては、[]高校にて聞き取り及び指導を行った。

以下、[]高校における聞き取り及び指導経過

- ・ 6月にX及びYから他メンバーに2年生からの厳しい指導について相談があり、顧問に伝えられる。それ以降、顧問から2年生に聞き取りや指導を行い、1・2年生双方が納得の上、部活動を続けられるように話し合いの場の設定を試みたが、都合がつかずに[]に実施することとなった。
- ・ 6月の聞き取り以降、顧問からの指導によって2年生はYに謝罪したい意思を示すが、Yは受け入れることができなかった。
- ・ 8月28日に[]高校はいじめ対策委員会に協議検討を行い、保護者からの訴えを情報共有してYへの聞き取りを引き続き実施し、事実関係を明らかにすることにした。
- ・ 9月5日に[]での出来事を受け、顧問から[]部員に2年生の1年生を疎外する言動等についての聞き取りを行う。以下、[]での出来事（他部員からの聞き取り）
 - (1) []を行った際、「空気のように扱われた。」と言っていた。[]後、1年生が泣いており、2年生部長や副部長がなだめていた。
 - (2) 予定より[]1年生について、1年生の存在を否定するかのような発言をしていた。
 - (3) []の[]から[]1年生に分けられず、疎外されたと感じた。
 - (4) []に昼食が1年生に届けられるのをみて、2年生が[]と笑っていた。
- ・ 9月7日から2年生[]の活動を1週間停止とする。
- ・ 以後、2年生7名中[]の意思を伝え、これ以降、[]及び[]部の活動に参加していない。[]退部を申し出た2年生[]のうち、[]（[]は退部）が[]部の活動に復帰した。

6 学校の対応に係る評価について

(ア) いじめ対策会議の在り方

本校では、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止基本方針を定め、いじめ対策委員会を設置している。委員会は、年2回のいじめアンケートの実施やいじめ事案が発生

した場合の対応など、定例及び臨時に会議を開きいじめに係る対応を協議している。

本来、被害・加害生徒から聞き取りを行いながら、事実の確認をし、被害生徒に寄り添った指導を進めていくべきである。本件については、校内で完結するいじめ事案ではなく、外部機関で発生した事案であるため、加害生徒に対する聞き取りや指導が直接できないことが大きな課題であった。しかし、本校の調査組織と[]高校の調査委員会とが連携が取れるようになった以降は、加害生徒の状況や指導経過等の情報を共有できるようになり、スムーズに指導を進めることができるようになった。本校の調査組織については、加害生徒の状況も把握しながら、専らXの現状についての情報共有と支援の方向性についての共通認識を持つ場として機能した。重大事態については、その可能性があることと調査の方向性について、事前に構成員間で確認をとり、対応できたことは評価できる。一方、被害・加害生徒の在籍校が異なったり、学校外での活動におけるいじめ事案であったりした場合について、どのように対策組織を組織し、機能させていくかが今後の課題である。本件についても、もう少し早い時期に連携が取ることができていれば、被害生徒の支援及び加害生徒の効果的な指導が実施できた可能性がぬぐい切れない。

(イ) 組織的対応の在り方

(ア) でも記載のように、本校のいじめ対策委員会で情報共有を行いながら、主としてXの支援について共通認識を図ってきた。本件は[]の活動の中で起こったことであるため、副校長が対応の窓口になったが、現状報告や変化があった場合については、いじめ対策委員会で共有をした上で、部長会議、第1学年会議、教育相談会議、職員会議等でも共有を図った点は評価できる。

また、[]高校においても、部活動顧問、[]部にて状況把握及び情報共有を図り、Yの支援及びA～Gへの指導を図れた点は評価できる。

ただ、(ア) でも記載のように、もう少し早くに他校との連携を取ることができていれば、調査組織及び調査委員会の役割分担を明確にするなどして、より組織的な対応が可能であったように考える。

(ウ) 本件事案発生までのいじめ防止等の対策

本校のいじめ防止基本方針に基づき、日常的に早期発見、未然防止に努めている。京都府教育委員会が、年2回実施するいじめアンケートについてのみではなく、突発的に発生するいじめ事案(疑いを含む)についても、いじめ対策委員会を開き、具体的に対処する教職員の分担を決め、事案の概要を部長会議や職員会議で報告するなど、組織的な対応に努めている。本校における本件の対応においても、この流れに沿ったかたちで対応ができており、この点については評価できる。

[]高校においては、[]高等学校ガイドライン(以下、ガイドライン)に沿って部活動を実施されており、ガイドラインにおいて[]

また、ガイドラインの [redacted] とあり、部活動における運営・指導に関する留意事項等が挙げられている。このガイドラインに沿って活動が進められていた点は評価できる。

(エ) 本件事案発生後の初期対応

夏季休業期間の後半に実施される進学補習にXが欠席した頃から、担任が窓口となって家庭と連絡を取り合う中で、本件の概要が把握された。補習ではあるが、Xが欠席したことに対して、当初から担任は本人、保護者に寄り添いながら対応を行うことができていた点は評価できると考える。

本件については、本校生徒Xが参加していた [redacted] の活動の中で発生した。

[redacted] 本校として学校管理外の一般団体とどう対応すべきか、また本件をいじめとしてどのように取り扱っていくべきかについては迷うところがあった。本校のいじめ防止基本方針に基づいて、「いじめではないか」という訴えがあった時点でいじめ対策委員会を開くことができていれば、本件に係る情報共有と組織的対応がよりスムーズに行えたのではないかと考える。実際には、9月20日(水)に本件に係るいじめ対策委員会が開かれ、その場で情報共有と今後の支援の在り方について共通認識を図り、学校としての支援体制を構築できたことは、その後の対応を行っていく上で大きな意義があった。

また、[redacted] 高校との連携については、実際に [redacted] 高校と直接的なやり取りを開始できたのは、9月15日(金)の保護者との面談を受けて、9月20日(水)からとなっているため、より早期の情報収集ができたのではないかと考えられる。

一方で、本件において加害生徒は本校に在籍していないため、本校の対応はXに対する支援に限られており、その点については、担任を中心として日々の状況の把握やスクール・カウンセラーとの連携等、適切に実施できていたのではないかと考える。

また、加害生徒については、[redacted] 高校が直接対応したが、対応が適切であったかどうかについては課題が残った。X及びY、両保護者が本校、[redacted] 高校にそれぞれ来校され対応したことなどをふまえると学校同士が早期から連携を取る必要があったと考える。

(オ) Xへの対応・支援

本件については、担任が早期より保護者に寄り添った対応を行い、その上で、学年部長や保健部など、本人の健康の回復と登校支援を中心に据えて、組織的な対応ができたと考える。特に、スクール・カウンセラーとの連携については、その専門的な知見を踏まえ、XとXの

保護者に適切な支援を行うことができたと考えている。また、欠席に対する配慮や、学習面のフォローについても、事前に校内で情報共有できていたため、適切に行うことができたと考える。

本人及び保護者からの[]高校に要望があった際もXとXの保護者に[]高校が寄り添ったかたちで丁寧に対応をされ、本校と情報共有を行い、適切な支援につながった点も評価できる。

(カ) A～Gへの対応・指導

[]高校において、6月に訴えがあった以降、[]部顧問、[]部からA～Gへの状況の聞き取りを行い、活動中における2年生による1年生への対応について改善を求めたり、9月には[]における[]の今後の活動を考えさせる期間を設けたりするなど継続した指導を実施し、今後の活動を改善する取り組みを実施できたことは評価できる。

(キ) 観衆・傍観者への指導

[]では、生徒や他のメンバー、[]、顧問も含めて「厳しい指導」を「伝統」として容認する雰囲気があった。[]高校において、[]全体に対して、本件を共有するとともにこれまでの指導の在り方について話し合い、「厳しく言うことでメンバーに奮起を促す」指導について見直すこととし、言動の改善を呼びかけた点は評価できる。

7 再発防止に向けた取組・防止策について

本校においては、「京都府立[]高等学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの疑いを含めて早期にいじめ対策委員会を開催し、情報共有と指導・支援の方向性を定め組織的対応を図っていく必要がある。同時に、本事案のように外部組織が関係している場合や被害・加害生徒が他校にまたがる場合については、外部組織及びその管轄機関との速やかな連携体制の構築が、事案の早期解決には重要であると考えられる。また、[]本件が外部組織で発生したことを踏まえ、[]でも同様の可能性があることを意識しつつ、参加者の様子に教職員が十分に気を配るなど、取り組んでいく必要がある。

[]高校では、[]高等学校部活動ガイドライン（以下、ガイドライン）に沿って、生徒の活動及び顧問による部活動指導を実施してきた。しかし、結果的にこれまでの[]や[]部の練習の在り方の課題や顧問の役割分担や連携の未確立などにより、[]の趣旨を踏まえた活動がなされず、また適切な対応が遅れ、1年生の部活動における教育的意義を失わせる結果となったと考えている。それぞれの課題への改善策について以下に記載する。

(1) []での「厳しい指導」を容認する雰囲気

[]では、生徒や[]、顧問を含めて厳しい指導を伝統として容認する雰囲気があった。被害生徒の訴えを「指導の延長」とのみ認識するのではな

く、いじめの疑いを持った検討や対応を行うことができれば、指導方法など早期の改善に向けた取組を進めることができる。

■においては、既に■部及び■の双方で、「厳しい指導での奮起を促す指導方法」からの脱却を図っている。今後、■部では、より良い部活動、風通しの良い集団づくりに向けて、■や上級生への指導方法に関する研修会の実施や全部員を対象とした定期的なミーティングの開催など、継続的な取組の実施を検討する。また、■部員が多数参加し、本校施設を利用する■に対しても、ガイドラインの提供とともに、■部での指導方法や取組を、定期的に伝達し、同様の取組がなされるよう働きかけていく。

(2) ■への顧問の関与の在り方

■部の練習は、生徒の自主性を尊重し、生徒に練習内容を作成させ、上級生が下級生を指導しているが、こうした活動状況のなか、顧問も適切に指導にはいることが遅れ、部員間の人間関係に関する悩みや問題行動等の情報共有が迅速に行えず、問題の対処に当たっての体制としては不十分であった。顧問が練習に適切に関与することができれば、いじめ等のトラブルの未然防止や早期把握を期待できる。

生徒主体で進める練習であっても、その内容や実施が合理的かつ適切なものであるか、点検・把握し、顧問の責任のもとで実施するべきであり、生徒からの練習計画の提出や報告の徹底など適切に把握・実施する。また、■担当顧問が参加する■による練習の振り返り会の定期的な開催、■担当顧問による■生徒への個別面談など、■の風通しのよい集団づくりを進める。こうした取組例を■部の■や■にも伝達し、取組の参考とする。

(3) ■部顧問の役割分担や連携の未確立

専門的な技術練習の重要性から、■の独立性が強いこと、またそうした特徴を踏まえつつ■部あるいは■として一体性を持たせるため、顧問間の連携が期待される。■部顧問が顧問としての役割の認識、顧問間の日常的な生徒同士の人間関係の課題に関する情報共有が十分ではなかった。顧問間の役割分担の明確化や連携を進めることができれば、適切な対応を取ることができる。

■部として一体的な対応や活動を行うため、指導方針や活動計画・内容、生徒や保護者からの意見や要望などについて、月1回以上の定期的な顧問間の情報交換会を設定する。主顧問については前述の情報交換会での必要事項を管理職に報告するなど、部活動の総括者であることを明示し、その負担等を踏まえた顧問間の役割分担を行う。また、指導方針の共有など■との円滑な連携に向けて、連携担当者を■双方で明示する。

(4) ■と■の指導体制の区別

Xが学校に登校できなくなった原因として、■高校の■部と■の指導体制・責任の不明確さが一因であると考えられる。Xの支援・対応、2年生■の対応について、それぞれ別の顧問が対応することで顧問間の情報共有等も不十分であった。■部及び■の両組織の区分・分担の明確化を図ることで、早期の対応が期待できる。

部と部を加入手続きから分離するなど、別組織であることを明確にし、部員及び保護者にも説明を行い、改めて部への参加意思を確認する。一方、部には多数の部員が参加している状況を踏まえ、本案を踏まえた部での改善に向けた取組等を、部にも共有し、同様の取組が行われるよう働きかける。

また、部高校におけるいじめ対策委員会の機能強化として、本案における様々な課題を踏まえ、いじめの早期発見とその解消・再発防止に向け、いじめ対策委員会のメンバーが生徒間のこれまでの人間関係や背景等、学級や部活動をはじめ様々な場面において把握した情報を共有し、スクール・カウンセラーや養護教諭等が積極的に助言できる体制を構築する。また、部高校「学校いじめ防止等基本方針」に記載している内容について、より効率的・効果的な取り組みが実施できるよう今後も見直しを毎年継続していくことも重要である。併せて、教職員研修の充実、いじめ未然防止に係る取組の充実についても継続して取り組んでいく。

8 おわりに

本件は、本校の教育活動外で発生したいじめ事案であり、外部組織との連携についてはより早期に行えたのではないかという反省がある。一方で、担任を中心に、外部専門家を含めた組織的対応によって、Xの健康の回復と登校支援を行うことができた。Xとその保護者から丁寧に話を聞きながら、本校としてできることをスクール・カウンセラー等の知見も生かしながら、組織的に対応することが重要であった。また、本件ではXのクラスにおける良好な人間関係に支えられていたこともあるため、普段からクラス等における人間関係を良好に保つよう働きかけていくことも大切であると考え、加害生徒が在籍している部高校の調査委員会とも連携をとり、該当生徒からの聞き取りや指導、調査・今後の改善に向けた取り組み等を実施することができた。一方、本件のように事案の関係生徒が外部組織や他校にまたがる場合、いじめ対策組織をどのように設置し機能させていくのか、外部機関や他校との連携方法、早期に連携体制を構築することなどが今後の課題として考えられる。

本校においても今後、いじめの未然防止、対応について教職員に対する研修を実施し、引き続きいじめへの対応力を高めたい。

これらを本校の教育活動に関わる全ての教職員が認識して、今後の教育活動に従事することを最後に記したい。

※部高等学校のいじめ調査報告書を参考資料として添付する。

このことを受けて、8月26日には、Bさん、Bさん保護者、Aさん、Aさん保護者が来校され、[]部としてではなく、学校として問題解決を図るよう要望があった。

これらのことから、[]高校では、本件は行き過ぎた後輩指導によるいじめであるとし、聞き取りを行い改善に向けて対応を行った。そのなかで、Aさんは[]後、学校を欠席する日が続くようになり、11月13日(月)には欠席日数が30日に達し、[]高校がいじめ重大事態として認定し、[]高校から[]高校に調査報告の依頼があった。なお、本件については、Aさんが訴えた内容に加えBさんが訴えた内容についても、後輩指導として共通して行われていたと捉えることができるものについては、調査し記載している。

4 本件の経過

4月 Aさんが[]として[]に加入。加入時には、E顧問からAさんには、平日放課後の練習に他校生が参加することは難しいことを伝達するとともに、[]高校にも他校での練習に参加することができるのか確認するよう話をした。

Bさん、他2名の[]高校1年生が[]部[]に入部。

※他2名は、5～6月に退部。その後、[]部[]1年生はBさんのみとなる。

6月 Aさん、Bさんが、[]に2年生からの練習中の厳しい指導や2年生が準備・後片付けをしないなど態度の悪さについて相談があり、その[]から話を聞いた[]が、[]に相談し、相談内容がA主顧問とE顧問に伝えられる。その後、E顧問が2年生への聞き取りを行い、1年生が主張する練習指導の厳しさについては、高いレベルを求める上での厳しさという側面は理解できるが、一方で準備・後片付けについては1年生の人数が少なく配慮が必要なため、1年生だけでなく、2年生も手伝うように改善を促す指導を行い、その後改善が見られた。

6月～8月 A主顧問が、Bさん、Aさんと2年生の聞き取りを行い(聞き取り内容は以下(1)から(4)のとおり)、1年生と2年生の双方が納得の上、部活動を続けられるよう、話し合いの場の設定を試みたが、双方の都合がつかず、結果、8月の[]に実施することとなった。

(1) A主顧問からBさんへの聞き取り(6月29日、7月18日の週中)

Bさんから2年生の指導が厳しく、環境を改善してほしいと要望がある。

【聞き取りの内容】

- ・バーベキューのときに先輩が片付けをしなかった
- ・[]で先輩が雑談をしており注意されるとふてくされるなど先輩の態度が悪い
- ・[]の準備や片付けを1年生のみ(平日は1人)でやらなければならない
- ・練習のペースが厳しい。朝に振り付けの動画が送られてきて、夕方にできていないと怒られる。
- ・練習中の指導が非常に厳しい。テスト期間にも練習するよう言われる。

(2) A主顧問から2年生[]のHさんとDさんへの聞き取り(6月29日)

Hさんは副部長であり、DさんはBさんが最も話しやすい先輩と答えたため、2名と面談

することとした。

2人とも1年生は頑張っていると評価している。1年生がしんどい思いをしていることは、2年生が7人で1年生が平日は1人であることも原因になっている。練習中に2年生のE()が厳しいのは2年生にも厳しく、1年生だけに厳しいわけではない。

Hさん及びDさんからの聞き取りを踏まえ、A主顧問から2年生に1年生は人数が少ないため準備や片付け等の人手を要するものについては配慮すること、また、練習中における厳しい指導については1年生に寄り添ったものに改善するよう指導する。

その後のBさんへの聞き取りのなかで、しばらくは2年生が優しくなり、気を遣ってもらえていると感じたと報告を受ける。

(3) A主顧問から2年生 E()への聞き取り(7月21日)

Eさんとしては、1年生に対して練習中に厳しい指導になっていたことを認めつつも同学年に対しても同様に厳しく指導しているという認識であった。Eさんは、今後の指導にあたり、言葉遣いには気をつけるとのことであった。

(4) A主顧問からBさん、Aさんへの聞き取り(8月5日)

A主顧問は、1年生と2年生双方の話合いの場が持てない中、Bさん本人に部活動の状況等の様子を伺うと、Bさんからは、日々の練習のなかで2年生から褒められず、自己肯定感が下がっていることを実感していること。このままだと立ち直れなくなりそうであること。2年生の態度が悪いことが気になっていると報告を受ける。

次にAさんからは、土日、祝日にしか練習に参加できない中で、練習に付いていきたくても付いていけないことが悩みであるとのことであった。

A主顧問は、BさんとAさんへの聞き取りを受け、()に1年生と2年生の話合いの場を持つように設定した。

8月()の1日目に設定された話合いでは、2年生が1年生の練習態度を指摘する場となり、1年生の訴えである指導の改善につながるものとならなかった。また()の際に1年生をカメラ担当にして疎外する言動があり、AさんとBさんは精神的に辛く感じ、()に二人とも帰宅した。

8月25日(金)

Bさんの保護者から()高校に電話があり、Bさんが部活動で2年生からの言葉の暴力を受け登校できない、と連絡がありこれまでの経過の説明があった。

8月26日(土)

Bさん、Bさんの保護者、Aさん、Aさんの保護者が()高校に来校し、以下の内容を要望され、同日の練習の際に()2年生への事実確認及び必要に応じて指導を行う方向となった。

【要望の内容】

- ・2年生の1年生に対する言動や態度は厳しさの度を超えている。
- ・顧問の対応では解決が難しい経過があるため学校として対応してほしい。

・Bさんは退部を希望する。顧問及び2年生に、想像以上に1年生は苦痛を受けていることを自覚してほしい。

8月26日(土)

■■■■ 体育館での練習の際に、E顧問と■■■■のKさんが■■■■ 2年生に聞き取りを行い、Bさんが訴えていた、1年生への厳しい指導や■■■■の準備、■■■■の場での後片付けを1年生のみにさせていたことを認めため、指導を行った。■■■■ 2年生は、自らの言動を反省し、1年生への指導や言動及び普段からの練習態度について改善することを約束し、1年生への謝罪の意思を確認した。また、午後には■■■■を含まれた■■■■間での話し合いを行った。

【指導の内容】

2年生が1年生にそのような指導を行った理由について、そこに至る昨年の上級生や■■■■からの指導を確認し、2年生自身もおかしいと感じる部分(下級生がすべての準備・後片付けを行うという点や短期間での振りの習得を求められる点)については引き継ぐ必要はなく、■■■■・高校生ともに解決すべき課題という共通の認識のもと改善していくことを確認した。練習中にメンバー間で言葉を交わし合う際も、「相手が気にしない」と言っているから配慮しないのではなく、社会的に望ましい言動の基準を考えられるようになることを目標として行動・発言するよう指導をおこなった。

8月28日(月)

■■■■高校は、いじめ対策委員会にて協議検討を行い、保護者の訴えを情報共有し、校内の■■■■部から2年生及びBさんへの再度の聞き取りを実施し、事実関係を明らかにすることとした。

8月28日(月)

■■■■部は、2年生への聞き取りを行い、Bさんが訴えていた、1年生への厳しい指導や練習中に1年生を見て笑う、■■■■の準備を1年生だけにさせるという行き過ぎた言動を認め、2年生全員が1年生に謝罪したいと申し出た。

聞き取りのなかでは、自分たちも1年生のときに2年生から厳しく指導されていたことや、できなければ過剰に咎められていた事実を吐露した。また現在の1年生と2年生の人数が異なり過ぎているため、指導の方針を変えないといけないと思っていたことも伝えられた。

さらに、現在の2年生が5月に代替わりの時期に、2年生の■■■■が■■■■に指導について相談した際に、■■■■から、2年生7人がそれぞれ怒る役、フォローする役などの役回りを担い、1年生だけでなく、2年生間においても厳しく指摘したりフォローし合ったりするという関係性を創ってみることを提案された。

なお、早朝に動画を送ることは2年生が前年度に上級生からもされていた。

8月29日(火)

■■■■部は、Bさんへの聞き取りを行い、2年生が1年生に厳しく指導するという■■■■独自のルールに納得ができないことと、言葉が異常に厳しいことにより、2年生から「いじめ

られている」状況になっており、2年生との関わりで精神的にしんどく、██████においても、予定より早く帰ったとのことであった。また、2年生からの謝罪を受け入れられる状態ではないとのことを聞く。

8月31日(木)

いじめ対策委員会において、██████部から2年生への聞き取りをもとに、2年生への指導内容を検討。また、管理職から顧問に初期対応の甘さと、1年生に対する配慮不足の指摘、及び指導体制の改善を指示し、██████部と██████の関系の整理や責任所在の明確化を検討するよう指示した。

9月1日(金)

██████部は、2年生及びBさんへの聞き取り結果を踏まえ、改めて2年生に事実確認を行ったところ、Bさんが訴えている内容に係る事実関係を認めため、2年生に対して以下の指導を行った。

<指導内容>

I生徒指導██████および██████部J教諭、1年学年主任F教諭より口頭の注意。自分たちの言動の重大さを受け止め、1年生への指導対応を改善すること、組織全体の問題であり、██████の問題のみではないので、学校として組織全体で改善にあたっていくことを話す。

9月2日(土)

Aさん、Aさん██████、BさんがC顧問及びE顧問並びに██████2名と面談し、C顧問とE顧問から、2年生への聞き取り結果と6月以来、8月末に至るまでの2年生への指導内容を説明する。それに対してAさん、Aさん██████、Bさんからは、6月に相談がありながら改善がなされなかった点、及び顧問間の情報共有と指導体制について厳しい指摘がなされる。(詳細は以下、■Aさん██████・Aさん██████・Aさん・Bさんからの聞き取りのとおり)

また、改めてAさんから、2年生██████との関わりの中で努力を否定される言動や、██████を傷つけることなく練習することや練習内容の動画送信が遅いなど、理不尽な指導に苦痛を感じたことが伝えられた。

■Aさん██████・Aさん██████・Aさん・Bさんからの聞き取り

基礎確認のための██████の出来具合において、自主練や朝練を実施しているにもかかわらず、それらを否定するような発言が2年生██████からあった。██████の扱い方においても、道具が破損しないことを前提としており、何のための練習かわからない指導があった。ストレッチや振付けについても動画にて練習するよう指示されたが、動画が送信されるのが遅く、また送信を失念していても特に謝罪されることはなかった。また振付けについても完全ではない状態で全体練習に臨まなければならない、合宿までに覚えきるには限界があった。総じて2年生██████からは丁寧に指導してもらえず、その時の気分によって厳しい口調や指導になるなど一貫性がなかった。██████厳しい指導なら一定理解できるが、そのような文脈での厳しい指導ではなく、むしろ理不尽な側面があった。██████時には、様々な場面で2年生からパフォーマンスの不備や間違い等を指摘されたが、1年生が正しい時もあり、また取り組み姿勢において2年生の方が真摯に取り組めていないと感じた。居室や食事・休憩の場面でも1年生

を避けていることが感じられ、[]の撮影時には空気扱いだった。総じて、丁寧な指示や指導をしてもらえなかっただけでなく、[]を見て、あこがれと夢を持って[]に入部し、先輩たちと仲良くやっていきたくったにも関わらず、楽しく前向きに練習ができなくなり[]高校に通う意味も感じられなくなった。

また、Aさん[]は、2年生がSNSに投稿しているが反省していないのではないかと意見された。Aさん[]からは再発防止と[]が感動させられる団体として再生することを要望された。

9月2日(土)以降 []の出来事について関係部員からの聞き取りの実施

<[]での出来事>

他[]2年生への聞き取りで、[]1日目の夜に実施された[]で、2年生が1年生に「カメラ回しといて」と言って2年生と1年生が別々に行動し、バラバラであったとのことであった。聞き取りの中で、2年生がE顧問に「先生カメラ撮って」と要望したことに、1年生が配慮して「先生、私が撮ります」と提案したという話もあり、詳細な事実については明らかになっていない。

1年生への聞き取りで、[]では「空気のように扱われた」と言っている。[]後、1年生が泣いており、2年生部長や副部長がなだめていた。

※上記、1年生と2年生との認識がずれている部分もあるが、E顧問が[]を引率しており、1年生を疎外する言動について2年生を指導している。

<予定より[]1年生に対して>

バスに乗車する1年生を、別館で練習中の2年生がたまたま見かけ、1年生の存在を否定するような発言をしていた。

※9月6日に行ったD顧問から2年生への聞き取りでは、2年生は1年生が帰ることを知らなかったため、バスに乗り込み帰る場面を目撃し混乱した。「もう帰ってこなくて良い」というような意味の言葉を感情的に言ったとしている。

<差入れが1年生に分けられなかったこと>

1年生への聞き取りで、[]の[]から差入れでもらったお菓子が、1年生に分けられず、疎外されたと感じたとあった。

これについては、2年生への聞き取りで、差入れは[]1日目の夕食前にもらったが、その後すぐに[]があり分けられなかった。翌日は1年生の体調が悪く練習に出席していないため、1年生に会っていない。その翌日に1年生が帰ったため、渡すタイミングがなかったとのことであった。

<1年生をからかう発言について>

他[]の部員への聞き取りで、[]の昼食が1年生に届けられるのを見て、2年生が「お腹が痛いのに[]」と笑っていたとのことであった。

9月5日(火)

9月2日の内容を受け、顧問から[]部として2年生[]への聞き取りを行うとともに、

■以外の部員に対しても、2年生■の1年生を疎外する言動等についての聞き取りを行う。聞き取った内容を顧問間で共有し、対応を協議する。

9月6日(水)

2年生への■として、2年生■の活動を1週間停止(9月7日～13日)とする。

9月7日(木)

2年生■の意思を伝え、以降、■・■部の活動に参加していない。

9月17日(日)

■全体に対して、本件を共有するとともにこれまでの指導の在り方について話し合いを行う。「厳しく言うことでメンバーに奮起を促す」指導について見直すこととし、言動の改善を呼びかけた。

9月18日(月)

B・E顧問と■の■が話し合い、これまでの■の■と2年生の関わり方について■の指導の方向性について確認された。

9月18日(月)

D顧問からAさん保護者、Bさん保護者へ9月2日以降の2年生への指導について報告する。

9月19日(火)

A保護者から■高校副校長に電話があり、昨日D顧問から2年生への指導について説明を受けたが、その際に、D顧問からAさんの体調を心配する発言がなかったことへの指摘の他、①A主顧問を主顧問から外し、顧問とすること、②2年生■を■から辞めさせることの要求がある。

9月22日(金)、28日(木)

副校長からAさん保護者に、■においても厳しい言動によってモチベーションを奮起させる指導を改善すること、顧問体制を変更し、顧問間、顧問と管理職の情報共有の徹底について説明するとともに■後、■との関係で悩んだ2年生(1人を除く)が■での活動はせず、平日のみ■部として活動することを伝え、Aさんが■への活動に復帰することを提案する。

Aさん保護者からは、本人と相談するが復帰は難しいだろうと言われる。

10月1日(日)

C教諭がAさんを家庭訪問し、■の指導の在り方の改善及び2年生(1人を除く)が■での活動はせず、平日のみ■部として活動することを伝え、Aさんに■への活動に復帰することを提案するが、Aさん保護者からは2年生のうち1人が■での活動に残ることに納得されなかった。ただAさん本人は了承した。また、2年生が文化祭中に楽しそうな写真をSNSに投稿していることから、反省していないのではないか

と疑念を伝えられた。

この後、訪問の時期を探るために、C顧問からAさん保護者にメールで連絡を取るが返信は無かった。校内でAさん■に様子を尋ねると、あまり思い出したくないようだったと伝えられる。

11月 2年生■（■は退部）が■部の活動に復帰。

5 課題の考察と改善について

■高等学校部活動ガイドライン（以下、ガイドラインという。）において、■

また、ガイドラインの■

■等とあり、部活動における運営・指導に関する留意事項等が挙げられている。

本事案においては、以下（1）から（4）のとおり、これまでの■や部の練習の在り方の課題や顧問の役割分担や連携の未確立などにより、■の趣旨を踏まえた活動がなされず、また適切な対応が遅れ、1年生の部活動における教育的意義を失わせる結果となったと考えており、それぞれの課題への改善策についてもあわせて記載する。

（1）■での「厳しい指導」を容認する雰囲気

■では、生徒や■、顧問を含めて「厳しい指導」を「伝統」として容認する雰囲気があった。

被害生徒の訴えを「指導の延長」とのみ認識するのではなく、いじめの疑いを持った検討や対応を行うことができれば、指導方法など早期の改善に向けた取組を進めることができる。

（今後の対策）

■においては、既に■部及び■の双方で、「厳しい指導での奮起を促す指導方法」からの脱却を図っている。

今後、■部では、より良い部活動、風通しの良い集団づくりに向けて、■や上級生への指導方法に関する研修会の実施や全部員を対象とした定期的なミーティングの開催など、継続的な取組の実施を検討する。

また、■部員が多数参加し、本校施設を利用する■に対しても、■の提供とともに、■部での指導方法や取組を、定期的に伝達し、同様の取組がなされるよう働きかけていく。

(2) への顧問の関与の在り方

の練習は、生徒の自主性を尊重し、生徒に練習内容を作成させ、上級生が下級生を指導しているが、こうした活動状況の中、主顧問やその他顧問も適切な指導に入ることが遅れ、部員間の人間関係に関する悩みや問題行動等の情報共有が迅速に行えず、問題の対処に当たっての体制としては不十分だった。

顧問が練習へ適切な関与を行うことができれば、いじめ等のトラブルの未然防止や早期把握を期待できる。

(今後の対策)

生徒主体で進める練習であっても、その内容や実施が合理的かつ適切なものであるか、点検・把握し、顧問の責任のもとで実施するべきであり、生徒からの練習計画の提出や報告の徹底など適切に把握・実施する。

また、担当顧問が参加するによる練習の振り返り会の定期的な開催、担当顧問による生徒への個別面談など、の風通しのよい集団づくりを進める。

こうした取組例を部のやにも伝達し、取組の参考とする。

(3) 部顧問の役割分担や連携の未確立

専門的な技術練習の重要性から、の独立性が強いこと、またそうした特徴を踏まえつつ部部或いはとして一体性を持たせるため、顧問間の連携が期待される。

しかし、部の主顧問が設置されているが、主顧問を務めたA主顧問を含め顧問全員が、主顧問の役割を学校と部との連絡調整の窓口と捉えており、部の諸課題を整理し、部の発展に向けて総括的な役割を担う認識はないなど、十分に役割が機能しておらず、また顧問間の日常的な生徒同士の人間関係の軋轢や課題に関する情報共有が十分でなかった。

部顧問間の役割分担の明確化や連携を進めることで、適切な対応をとることができる。

(今後の対策)

部として一体的な対応や活動を行うため、指導方針や活動計画・内容、生徒や保護者からの意見や要望などについて、月1回以上の定期的な顧問間の情報交換会を設定する。

主顧問については前述の情報交換会での必要事項を管理職に報告するなど、部活動の総括者であることを明示し、その負担等を踏まえた顧問間の役割分担を行う。

また、指導方針の共有などとの円滑な連携に向けて、連携担当者を双方で明示する。

(4) との指導体制の区別

他校生であるAさんが不登校に至る件については、部との指導体制・責任の明確さが一因であると考えられる。Aさんは、の代表であるD顧問が、2年生の対応については、A主顧問が中心となって全体の問題としてあたるべきであったが、双方に他方が対応してくれるものという認識があった。

両団体の区分・分担の明確化を図ることで、早期の対応が期待できる。

(今後の対策)

部と部を加入手続きから分離するなど、別組織であることを明確にし、部員及び保護者にも説明を行い、改めてへの参加意思を確認する。

一方、には多数の部員が参加している状況を踏まえ、本事案を踏まえた部での改善に向けた取組等を、にも共有し、同様の取組が行われるよう働きかける。

(5) その他の改善の取組

・ 高校いじめ対策委員会の機能強化

本事案における様々な課題を踏まえ、いじめの早期発見とその解消、再発防止に向け、いじめ対策委員会のメンバーが生徒間のこれまでの人間関係や背景等、学級や部活動をはじめ様々な場面において把握した情報を共有し、スクールカウンセラーや養護教諭等が積極的に助言できる体制を構築する。

また、高校「学校いじめ防止等基本方針」に記載している内容について、より効率的・効果的な取り組みが実施できるよう今後も見直しを毎年継続していく。

・ 教職員研修の充実

いじめ対策委員会主催の教職員向け研修において、いじめの定義、初期対応の重要性、組織的共有の徹底等、いじめ対応に係る基本的事項の他、本事案を一般化したものを研修材料とし、事例対応にあたってのケーススタディを通して、教職員等がその過程や対応等についての情報を共有し教訓化する取組を促進する。

・ いじめ未然防止に係る取組の充実

生徒一人ひとりが、「いじめは決して許されない人権侵害である」等の理解に立ち、いじめを自分のこととして捉え、その防止や解決に向かう態度を育むため、「非行防止教室」の内容の充実等、教育活動全体の活動の中でいじめ未然防止に係る取組の推進を図る。